

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成28年5月17日（平成28年（行情）諮問第376号）

答申日：平成28年8月31日（平成28年度（行情）答申第272号）

事件名：公教育における交ぜ書き表記の改善を求める要望書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「公教育における交ぜ書き表記の改善を求める要望書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年4月14日付け27受庁文第1113号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

不開示部分を開示するよう求める。

文部科学省は平成25年6月以降，行政上の文書について「子ども」表記を「子供」に改め統一しました。

この措置について，開示された「公教育における交ぜ書き表記の改善を求める要望書」が影響を与えたと思われます。「子ども」表記を求める国民の声もある中，どのような団体，個人の申入れで決定されたのかを公開することは公益に資すると思います。

よって開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不開示情報該当性について

（1）法5条2号イ該当性について

本件対象文書には，要望書の提出者に関する情報（団体名及び代表者名）が含まれているが，これについて法5条2号イ該当性を検討することとなる。

一般に，国政に関する日常生活上の問題等が生じた場合，国民や団体

は、国政に関する要望や意見、提案を要望書や陳情書として文書にまとめ、今後の国政運営に反映されることを期待して、国に提出する。これらの要望書や陳情書の提出は、国政参加等の重要な手段であり、自由率直に表明できることが保障されなければならない。そうすると特定の国民や団体がどのような要望を行ったかという情報を当該国民や団体の意思に関わりなく行政が公開するならば、当該国民や団体の自由な意思の形成や意思実現のための諸活動の遂行に支障が生じるおそれがあり、当該国民や団体の正当な利益を害するものと考えられる。

したがって、法5条2号イに該当する。

また、本件対象文書は、その提出者の活動方針の一端を第三者が知りうるものとなっており、これが公になることによって、当該活動方針に反対する個人又は団体から妨害や嫌がらせ、何かしらの圧力等を受け、要望書の提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害される可能性が否定できないため、この観点からも法5条2号イに該当する。

なお、要望書の提出者が、本件対象文書を文部科学大臣に提出していることを自ら公にしている等、当該提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害することがないような特段の事実が認められない限り、上記で述べたようなおそれがないことは否定できないところであり、利用の目的等を問わない法の求める開示請求権制度の下にあっては、上記で述べたとおりの判断を行わざるを得ないところである。

さらに、本件対象文書の提出者も、上記で述べているような不利益を被るおそれがあることを懸念し、提出者を特定できる情報の不開示を希望しているところである。

(2) 法7条該当性について

行政機関の長は、公益上特に必要があると認めるときには、法7条に基づき、不開示情報も開示できるとされていることから、本件対象文書の不開示情報の開示が公益上特に必要と認められるか否かについて検討することとなる。

本件対象文書における文部科学大臣への要望内容は、極めて一般的な内容であり、同様の要望は電話等を通じて多様な主体から日常的に文部科学省・文化庁に寄せられているものである。このため、どのような主体が本件対象文書を提出したかという個別具体の名称を明らかにすることについて、上記で述べた不開示情報の保護の必要性を上回るような、公益上の特別な必要性があるとは認められない。

2 原処分当たりの考え方について

本件対象文書は、上述のとおり、その提出者の活動方針の一端を第三者が知りうるものとなっており、これが公になることによって、当該活動方針に反対する個人又は団体から妨害や嫌がらせ、何かしらの圧力等を受け

る可能性が否定できないところである。

このため、文化庁においては、提出者の情報については、慎重に扱う必要があると判断したため、原処分どおりの決定を行ったところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 同年7月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

処分庁は、「公教育における交ぜ書き表記の改善を求める要望書」（本件対象文書）の一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、公教育における交ぜ書き表記の改善を求める要望書であり、当該要望書を提出した要望者の情報が記載されている部分が不開示とされていることが認められる。

（2）不開示部分の不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

（ア）文化庁に届く要望、請願及び陳情（以下、併せて「要望等」という。）は、上記第3の1（1）において説明したとおり、要望等をする者の国政参加等の重要な手段であり、自由率直な表明が保障されなければならないと考えている。

（イ）要望等の内容は基本的に、その内容に賛成する立場の者の外に反対する立場の者がいるため、不開示部分を公にすると、本件対象文書に記載されている要望の内容に反対する立場の者から本件対象文書の要望者である法人及び法人の代表者に対して、嫌がらせが行われたり、圧力等をかけられたりするおそれがある。

そのため、文化庁においては、要望等をした者が自ら要望等の内容に加えて自身（要望者）の情報を公にしている限り、要望者に係る情報を公にしているところ、本件対象文書の要望者である法人及び法人の代表者は自ら要望の内容を公にしておらず、また、不開示部分（法人名及び代表者名）を開示することへの意見照会に対しては、明確に反対する旨回答があった。

(ウ) したがって、不開示部分に記載されている情報が公になると、本件対象文書を提出した法人及び法人の代表者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示部分は、法5条2号イに定める不開示情報に該当する。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、本件対象文書の要望者である法人及び法人の代表者の情報が記載されていると認められ、これを公にすると、本件対象文書に記載されている要望の内容に反対する立場の者から本件対象文書の要望者である法人及び法人の代表者に対して、嫌がらせが行われたり、圧力等をかけられたりするおそれがあるとする諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、不開示部分は、本件対象文書を提出した法人及び法人の代表者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋